

浦安市内文化施設 使用料の変更について

- 浦安市文化会館 施設使用料
- 浦安市民プラザ 施設使用料
- J:COM 浦安音楽ホール 施設使用料

令和元年10月1日以降の申請分より使用料が変更となります。
※各施設の附帯設備使用料につきましても、消費税率の引き上げに伴い、使用料が改定となります。

詳細は下記にお問い合わせください。

- | | |
|----------------|--------------|
| ・浦安市文化会館 | 047-353-1121 |
| ・浦安市民プラザ | 047-350-3101 |
| ・J:COM 浦安音楽ホール | 047-382-3035 |
| ・浦安市生涯学習課 | 047-712-6794 |

■浦安市文化会館 施設使用料

施設等名	区分		使用単位	金額
大ホール	入場料を徴収しない場合	下記以外の日 1 回につき	午前	24,750円
			午後	49,500円
			夜間	61,860円
			全日	123,750円
		日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。） 1 回につき	午前	29,700円
			午後	59,400円
			夜間	74,250円
			全日	148,500円
	1,000円未満の入場料を徴収する場合	下記以外の日 1 回につき	午前	34,650円
			午後	69,300円
			夜間	86,610円
			全日	173,250円
		休日等 1 回につき	午前	41,580円
			午後	83,160円
			夜間	103,950円
			全日	207,900円
	1,000円以上 2,000円未満の入場料を徴収する場合	下記以外の日 1 回につき	午前	42,060円
			午後	84,150円
			夜間	105,160円
			全日	210,360円
休日等 1 回につき		午前	50,490円	
		午後	100,980円	
		夜間	126,210円	
		全日	252,450円	
2,000円以上	下記以外の日 1 回につき	午前	49,500円	

	3,000円未満の入 場料を徴収する 場合		午後	99,000円
			夜間	123,730円
			全日	247,500円
		休日等1回につき	午前	59,400円
			午後	118,800円
			夜間	148,500円
			全日	297,000円
	3,000円以上の入 場料を徴収する 場合	下記以外の日1回につき	午前	74,250円
			午後	148,500円
			夜間	185,610円
			全日	371,250円
		休日等1回につき	午前	89,100円
			午後	178,200円
			夜間	222,750円
小ホール	入場料を徴収し ない場合	下記以外の日1回につき	午前	8,640円
			午後	17,310円
			夜間	21,780円
			全日	43,560円
		休日等1回につき	午前	9,900円
			午後	19,800円
			夜間	24,750円
	1,000円未満の入 場料を徴収する 場合	下記以外の日1回につき	午前	12,100円
			午後	24,240円
			夜間	30,420円
			全日	60,870円
		休日等1回につき	午前	13,860円
			午後	27,720円

			夜間	34,650円
			全日	69,300円
1,000円以上 2,000円未満の入 場料を徴収する 場合	下記以外の日 1 回につき	午前	14,810円	
		午後	29,430円	
		夜間	37,110円	
		全日	73,980円	
	休日等 1 回につき	午前	16,830円	
		午後	33,660円	
		夜間	42,060円	
		全日	84,150円	
2,000円以上 3,000円未満の入 場料を徴収する 場合	下記以外の日 1 回につき	午前	17,280円	
		午後	34,630円	
		夜間	43,560円	
		全日	87,120円	
	休日等 1 回につき	午前	19,800円	
		午後	39,600円	
		夜間	49,500円	
		全日	99,000円	
3,000円以上の入 場料を徴収する 場合	下記以外の日 1 回につき	午前	25,960円	
		午後	51,960円	
		夜間	65,340円	
		全日	130,680円	
	休日等 1 回につき	午前	29,700円	
		午後	59,400円	
		夜間	74,250円	
		全日	148,500円	
冷暖房	大ホール	下記以外の日 1 回につき	午前	9,900円
			午後	19,800円
			夜間	24,750円

		休日等 1 回につき	全日	49,500円
			午前	11,880円
			午後	23,760円
			夜間	29,700円
			全日	59,400円
	小ホール	下記以外の日 1 回につき	午前	3,450円
			午後	6,930円
			夜間	8,640円
			全日	17,310円
		休日等 1 回につき	午前	3,960円
			午後	7,920円
			夜間	9,900円
全日			19,800円	
大会議室	1 回につき	午前	4,930円	
		午後	7,510円	
		夜間	9,680円	
		全日	22,170円	
中会議室	1 回につき	午前	3,340円	
		午後	4,930円	
		夜間	6,330円	
		全日	14,640円	
第 1 会議室	1 回につき	午前	1,980円	
		午後	2,760円	
		夜間	2,950円	
		全日	7,700円	
第 2 会議室	1 回につき	午前	1,360円	
		午後	1,980円	
		夜間	2,160円	
		全日	5,530円	

第1練習室	1回につき	午前	2,440円
		午後	3,390円
		夜間	3,960円
		全日	9,830円
第2練習室	1回につき	午前	1,510円
		午後	2,090円
		夜間	2,470円
		全日	6,110円
第3練習室	1回につき	午前	1,510円
		午後	2,090円
		夜間	2,470円
		全日	6,110円
和室1	1回につき	午前	1,280円
		午後	1,720円
		夜間	2,150円
		全日	5,180円
和室2	1回につき	午前	580円
		午後	970円
		夜間	1,170円
		全日	2,760円
茶室	1回につき	午前	270円
		午後	330円
		夜間	440円
		全日	1,060円
リハーサル室	1回につき	午前	3,150円
		午後	4,540円
		夜間	5,130円
		全日	12,850円
浴室	1回につき	午前	1,320円

		午後	1,650円
		夜間	1,650円
		全日	4,290円

備考

- 1 規定時間を超過して使用するときは、その超過した時間1時間について規定料金1時間当たりの100分の130に相当する額の割増料金を徴収するものとする。この場合において、その時間が1時間未満の場合は、1時間とする。
- 2 本市の市民以外のものが使用する場合の使用料の額は、規定の使用料の100分の150に相当する額とする。
- 3 入場料を徴収する場合については、当該入場料の最高額をもつて区分するものとする。
- 4 使用者が舞台練習等により舞台のみを使用する場合の使用料の額は、規定の使用料の額の100分の30に相当する額とする。
- 5 備考の1、備考の2及び備考の4の規定により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
- 6 この表において、「午前」とは午前9時から午前12時まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後6時から午後9時まで、「全日」とは午前9時から午後9時までをいう。
- 7 使用料の額には、消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含む。

■浦安市民プラザ 施設使用料

施設名		区分		使用単位	金額
多目的 ホール	大ホール	入場料を徴収し ない場合	下記以外の日1回につき	午前	8,800円
				午後	13,200円
				夜間	15,400円
				全日	33,000円
			日曜日、土曜日及び国民 の祝日に関する法律（昭 和23年法律第178号）に規 定する休日（以下「休日 等」という。）1回につ き	午前	10,560円
				午後	15,840円
				夜間	18,480円
				全日	39,600円
		1,000円未満の 入場料を徴収す る場合	下記以外の日1回につき	午前	10,560円
				午後	15,840円
				夜間	18,480円
				全日	39,600円
			休日等1回につき	午前	12,640円
				午後	18,920円
				夜間	22,100円
				全日	47,520円
		1,000円以上 3,000円未満の 入場料を徴収す る場合	下記以外の日1回につき	午前	12,320円
				午後	18,480円
				夜間	21,560円
				全日	46,200円
休日等1回につき	午前		14,740円		
	午後		22,100円		
	夜間		25,840円		
	全日		55,440円		
3,000円以上の	下記以外の日1回につき	午前	14,080円		

	入場料を徴収する場合		午後	21,120円
			夜間	24,640円
			全日	52,800円
		休日等1回につき	午前	16,820円
			午後	25,300円
			夜間	29,480円
			全日	63,360円
中ホール	入場料を徴収しない場合	下記以外の日1回につき	午前	4,760円
			午後	7,150円
			夜間	8,320円
			全日	17,890円
		休日等1回につき	午前	5,720円
			午後	8,580円
			夜間	10,010円
			全日	21,470円
	1,000円未満の入場料を徴収する場合	下記以外の日1回につき	午前	5,720円
			午後	8,580円
			夜間	10,010円
			全日	21,470円
		休日等1回につき	午前	6,780円
			午後	10,250円
			夜間	11,930円
			全日	25,760円
1,000円以上3,000円未満の入場料を徴収する場合	下記以外の日1回につき	午前	6,670円	
		午後	10,010円	
		夜間	11,690円	
		全日	25,040円	
	休日等1回につき	午前	7,980円	
		午後	11,930円	

			夜間	13,940円
			全日	30,050円
	3,000円以上の 入場料を徴収す る場合	下記以外の日1回につき	午前	7,620円
			午後	11,450円
			夜間	13,350円
			全日	28,630円
		休日等1回につき	午前	9,060円
			午後	13,710円
			夜間	15,970円
			全日	34,360円
小ホール	入場料を徴収し ない場合	下記以外の日1回につき	午前	4,400円
			午後	6,600円
			夜間	7,700円
			全日	16,500円
		休日等1回につき	午前	5,280円
			午後	7,920円
			夜間	9,240円
			全日	19,800円
	1,000円未満の 入場料を徴収す る場合	下記以外の日1回につき	午前	5,280円
			午後	7,920円
			夜間	9,240円
			全日	19,800円
		休日等1回につき	午前	6,260円
			午後	9,460円
			夜間	11,000円
			全日	23,760円
1,000円以上 3,000円未満の 入場料を徴収す	下記以外の日1回につき	午前	6,160円	
		午後	9,240円	
		夜間	10,780円	

		る場合		全日	23,100円
			休日等1回につき	午前	7,360円
				午後	11,000円
				夜間	12,860円
				全日	27,720円
		3,000円以上の 入場料を徴収す る場合	下記以外の日1回につき	午前	7,040円
				午後	10,560円
				夜間	12,320円
				全日	26,400円
			休日等1回につき	午前	8,360円
				午後	12,640円
				夜間	14,740円
				全日	31,680円
市民練習室		入場料を徴収し ない場合	下記以外の日1回につき	1時間につ き	1,830円
			休日等1回につき	1時間につ き	2,200円
		入場料を徴収す る場合	下記以外の日1回につき	1時間につ き	2,750円
			休日等1回につき	1時間につ き	3,310円
市民サ ロン	サロン1、 サロン2、 サロン3 又はサロ ン4	入場料を徴収し ない場合	下記以外の日1回につき	1サロン1 時間につき	540円
			休日等1回につき	1サロン1 時間につき	660円
		入場料を徴収す る場合	下記以外の日1回につき	1サロン1 時間につき	760円
			休日等1回につき	1サロン1 時間につき	980円

サロン5 又はサロ ン6	入場料を徴収し ない場合	下記以外の日1回につき	1サロン1 時間につき	1,100円
		休日等1回につき	1サロン1 時間につき	1,320円
	入場料を徴収す る場合	下記以外の日1回につき	1サロン1 時間につき	1,640円
		休日等1回につき	1サロン1 時間につき	1,980円
市民ギャラリー	入場料を徴収し ない場合	下記以外の日1回につき	全日	22,000円
		休日等1回につき	全日	33,000円
	入場料を徴収す る場合	下記以外の日1回につき	全日	33,000円
		休日等1回につき	全日	49,500円

備考

- 1 使用単位時間を超過し、又は繰り上げて使用するときの使用料は、超過時間又は繰上時間1時間（1時間未満の場合は、1時間とみなす。）につき、規定の使用料の100分の130に相当する額を徴収する。
- 2 本市の市民以外のもものが使用する場合の使用料の額は、この表及び備考の1に規定する使用料の100分の150に相当する額とする。
- 3 備考の1及び備考の2の規定により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
- 4 多目的ホール及び市民ギャラリーの使用単位については、午前は午前9時から午前12時まで、午後は午後1時から午後5時まで、夜間は午後6時から午後9時まで、全日は午前9時から午後9時までとする。
- 5 使用料の額には、消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含む。

■J:COM浦安音楽ホール 施設使用料

施設名	区分		使用単位	金額
コンサートホール	入場料を徴収しない場合	下記以外の日	午前9時から午前12時まで	7,580円
			午後1時から午後5時まで	15,170円
			午後6時から午後10時まで	19,120円
			午前9時から午後5時まで	25,300円
			午後1時から午後10時まで	38,100円
			午前9時から午後10時まで	48,210円
		日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）	午前9時から午前12時まで	8,720円
			午後1時から午後5時まで	17,370円
			午後6時から午後10時まで	21,770円
			午前9時から午後5時まで	29,010円
			午後1時から午後10時まで	43,500円
			午前9時から午後10時まで	55,140円
			1,000円未満の入場料を徴収する場合	下記以外の日
	午後1時から午後	21,320円		

		後 5 時まで	
		午後 6 時から午後 10 時まで	26,710円
		午前 9 時から午後 5 時まで	35,490円
		午後 1 時から午後 10 時まで	53,370円
		午前 9 時から午後 10 時まで	67,530円
	休日等	午前 9 時から午前 12 時まで	12,210円
		午後 1 時から午後 5 時まで	24,360円
		午後 6 時から午後 10 時まで	30,430円
		午前 9 時から午後 5 時まで	40,640円
		午後 1 時から午後 10 時まで	60,880円
		午前 9 時から午後 10 時まで	77,180円
1,000円以上 3,000円未満の 入場料を徴収 する場合	下記以外の日	午前 9 時から午前 12 時まで	15,170円
		午後 1 時から午後 5 時まで	30,430円
		午後 6 時から午後 10 時まで	38,320円
		午前 9 時から午後 5 時まで	50,670円

		午後 1 時から午後 10 時まで	76,360円
		午前 9 時から午後 10 時まで	96,600円
	休日等	午前 9 時から午前 12 時まで	17,370円
		午後 1 時から午後 5 時まで	34,830円
		午後 6 時から午後 10 時まで	43,490円
		午前 9 時から午後 5 時まで	58,000円
		午後 1 時から午後 10 時まで	87,040円
		午前 9 時から午後 10 時まで	110,200円
3,000円以上の 入場料を徴収 する場合	下記以外の日	午前 9 時から午前 12 時まで	22,840円
		午後 1 時から午後 5 時まで	45,690円
		午後 6 時から午後 10 時まで	57,440円
		午前 9 時から午後 5 時まで	76,140円
		午後 1 時から午後 10 時まで	114,570円
		午前 9 時から午後 10 時まで	145,020円
		休日等	午前 9 時から午後 10 時まで

			前12時まで	
			午後 1 時から午後 5 時まで	52,200円
			午後 6 時から午後 10 時まで	65,260円
			午前 9 時から午後 5 時まで	87,020円
			午後 1 時から午後 10 時まで	130,540円
			午前 9 時から午後 10 時まで	165,350円
ハーモニーホール	入場料を徴収しない場合	下記以外の日	午前 9 時から午前 12 時まで	4,950円
			午後 1 時から午後 5 時まで	9,900円
			午後 6 時から午後 10 時まで	12,460円
			午前 9 時から午後 5 時まで	16,500円
			午後 1 時から午後 10 時まで	24,840円
			午前 9 時から午後 10 時まで	31,440円
		休日等	午前 9 時から午前 12 時まで	5,690円
			午後 1 時から午後 5 時まで	11,330円
			午後 6 時から午後 10 時まで	14,200円

		午前 9 時から午後 5 時まで	18,920円
		午後 1 時から午後 10 時まで	28,370円
		午前 9 時から午後 10 時まで	35,960円
1,000円未満の入場料を徴収する場合	下記以外の日	午前 9 時から午前 12 時まで	6,920円
		午後 1 時から午後 5 時まで	13,910円
		午後 6 時から午後 10 時まで	17,410円
		午前 9 時から午後 5 時まで	23,150円
		午後 1 時から午後 10 時まで	34,810円
		午前 9 時から午後 10 時まで	44,050円
	休日等	午前 9 時から午前 12 時まで	7,970円
		午後 1 時から午後 5 時まで	15,880円
		午後 6 時から午後 10 時まで	19,850円
		午前 9 時から午後 5 時まで	26,510円
		午後 1 時から午後 10 時まで	39,700円
		午前 9 時から午後 10 時まで	50,330円

		後10時まで	
1,000円以上 3,000円未満の 入場料を徴収 する場合	下記以外の日	午前9時から午 前12時まで	9,900円
		午後1時から午 後5時まで	19,850円
		午後6時から午 後10時まで	24,990円
		午前9時から午 後5時まで	33,050円
		午後1時から午 後10時まで	49,800円
		午前9時から午 後10時まで	63,000円
	休日等	午前9時から午 前12時まで	11,330円
		午後1時から午 後5時まで	22,720円
		午後6時から午 後10時まで	28,360円
		午前9時から午 後5時まで	37,830円
		午後1時から午 後10時まで	56,750円
		午前9時から午 後10時まで	71,860円
3,000円以上の 入場料を徴収 する場合	下記以外の日	午前9時から午 前12時まで	14,900円
		午後1時から午 後5時まで	29,790円

			午後 6 時から午後 10 時まで	37,470円
			午前 9 時から午後 5 時まで	49,660円
			午後 1 時から午後 10 時まで	74,710円
			午前 9 時から午後 10 時まで	94,570円
		休日等	午前 9 時から午前 12 時まで	17,010円
			午後 1 時から午後 5 時まで	34,040円
			午後 6 時から午後 10 時まで	42,560円
			午前 9 時から午後 5 時まで	56,750円
			午後 1 時から午後 10 時まで	85,130円
			午前 9 時から午後 10 時まで	107,840円
スタジオA	入場料を徴収しない場合	下記以外の日	午前 9 時から午前 12 時まで	2,470円
			午後 1 時から午後 5 時まで	4,950円
			午後 6 時から午後 10 時まで	6,230円
			午前 9 時から午後 5 時まで	8,250円
			午後 1 時から午後 5 時まで	12,420円

		後10時まで	
		午前9時から午後10時まで	15,720円
	休日等	午前9時から午前12時まで	2,840円
		午後1時から午後5時まで	5,660円
		午後6時から午後10時まで	7,090円
		午前9時から午後5時まで	9,450円
		午後1時から午後10時まで	14,180円
		午前9時から午後10時まで	17,970円
1,000円未満の入場料を徴収する場合	下記以外の日	午前9時から午前12時まで	3,460円
		午後1時から午後5時まで	6,940円
		午後6時から午後10時まで	8,700円
		午前9時から午後5時まで	11,570円
		午後1時から午後10時まで	17,390円
		午前9時から午後10時まで	22,020円
		休日等	午前9時から午前12時まで

		午後 1 時から午後 5 時まで	7,930円
		午後 6 時から午後 10 時まで	9,920円
		午前 9 時から午後 5 時まで	13,250円
		午後 1 時から午後 10 時まで	19,850円
		午前 9 時から午後 10 時まで	25,160円
1,000円以上 3,000円未満の 入場料を徴収 する場合	下記以外の日	午前 9 時から午前 12 時まで	4,950円
		午後 1 時から午後 5 時まで	9,920円
		午後 6 時から午後 10 時まで	12,480円
		午前 9 時から午後 5 時まで	16,520円
		午後 1 時から午後 10 時まで	24,900円
		午前 9 時から午後 10 時まで	31,500円
	休日等	午前 9 時から午前 12 時まで	5,660円
		午後 1 時から午後 5 時まで	11,350円
		午後 6 時から午後 10 時まで	14,170円
		午前 9 時から午後 10 時まで	18,910円

		後 5 時まで	
		午後 1 時から午後 10 時まで	28,370円
		午前 9 時から午後 10 時まで	35,930円
3,000円以上の 入場料を徴収 する場合	下記以外の日	午前 9 時から午前 12 時まで	7,440円
		午後 1 時から午後 5 時まで	14,900円
		午後 6 時から午後 10 時まで	18,730円
		午前 9 時から午後 5 時まで	24,830円
		午後 1 時から午後 10 時まで	37,340円
		午前 9 時から午後 10 時まで	47,270円
		休日等	午前 9 時から午前 12 時まで
	午後 1 時から午後 5 時まで		17,010円
	午後 6 時から午後 10 時まで		21,270円
	午前 9 時から午後 5 時まで		28,370円
	午後 1 時から午後 10 時まで		42,560円
	午前 9 時から午後 10 時まで		53,920円

スタジオB	入場料を徴収 しない場合	下記以外の日	1時間につき	650円
		休日等	1時間につき	980円
	入場料を徴収 する場合	下記以外の日	1時間につき	980円
		休日等	1時間につき	1,470円
スタジオC	下記以外の日		1時間につき	480円
	休日等		1時間につき	740円
スタジオD	下記以外の日		1時間につき	440円
	休日等		1時間につき	670円
スタジオE	下記以外の日		1時間につき	510円
	休日等		1時間につき	780円

備考

- 1 入場料を徴収する場合については、当該入場料の最高額をもって区分するものとする。
- 2 使用単位時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合の使用料は、超過時間又は繰上時間1時間（1時間未満の場合は、1時間とみなす。）につき、規定の使用料の100分の130に相当する額を徴収する。
- 3 本市の市民以外のものが使用する場合の使用料の額は、この表及び備考の2に規定する使用料の100分の150に相当する額とする。
- 4 使用者が舞台練習等によりコンサートホールの舞台のみを使用する場合の使用料の額は、規定の使用料の額の100分の50に相当する額とする。
- 5 備考の2から4までの規定により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
- 6 使用料の額には、消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含む。